

福島県議会議員一般選挙 大熊町長選挙・大熊町議会議員一般選挙のお知らせ

福島県議会議員一般選挙（白色の投票用紙）
大熊町長選挙（桃色の投票用紙）
大熊町議会議員一般選挙（黄色の投票用紙）



の投票日は**11月20日（日）**です。

■投票できる方

次の要件に当てはまり、大熊町の選挙人名簿に登録されている方です。

- ・日本国民である方
- ・満20歳以上の方（平成3年11月21日までに生まれた方）
- ・平成23年8月9日までに大熊町に転入届を提出し、引き続き大熊町の住民基本台帳に登録されている方

（福島県議会議員一般選挙の場合）

★平成23年8月10日以降に県内の他の市町村に住民票を移した方は、1回の移動であれば、前住所地で投票することができます。

この場合は、市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書（無料）」または「住民票の写し（有料）」が必要になります。

→「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」は、市町村役場の住民登録窓口で発行します。

※投票する前に県外に転出された方は、県議会議員一般選挙の投票はできません。

（大熊町長選挙・大熊町議会議員一般選挙の場合）

投票する前に他の市町村に転出された方は、大熊町長選挙・大熊町議会議員一般選挙の投票はできません。

■投票方法

投票日に投票所に行けますか？

行けます

投票入場券（ハガキ）を持参の
うえ、お越しください。

※投票入場券がない場合でも投票
できますが、本人確認を行います。
投票入場券をご持参いただくと、
受付をスムーズに行うことができます。

◎場所：

大熊町役場 会津若松出張所
大熊町役場 いわき連絡事務所

◎時間：

午前7時から午後7時まで
*いわき連絡事務所の選挙当日の
投票時間は午後6時までとなります。

行けません

期日前投票所で投票を行うことはできますか？

できます

期日前投票
をご利用ください。
詳しくは、裏面（2ページ）を
ご覧ください。



みんなの一票大切に！

できません

不在者投票
をご利用ください。
詳しくは、裏面（2ページ）を
ご覧ください。

◎病院、老人ホーム等の都道府県の
選挙管理委員会が指定した施設に
入院（所）している場合は、施設
長に依頼してください。

◎身体に重度の障がいがある場合
は、自宅等で郵便等による不在者
投票ができる場合がありますので、
詳しくは選挙管理委員会まで
お問い合わせください。